

降ひょう被害に係る支援を実施します

【市民向け】

1 概要

令和5年7月3日と同月31日の降ひょうにより、住家に一部損壊を受けた方へ見舞金を支給します。

2 災害認定

見舞金を支給する災害は、市内における災害の規模、被害の状況等に応じて、市長（総務部防災危機管理課）が認定

3 見舞金支給対象者

災害時点で、市内に住民登録があり、居住している「住家」へ被害のあった人

4 支給金額及び対象被害

- (1) 住家の一部損壊 1世帯 5,000円
- (2) 対象被害：住家の屋根・外壁・雨どい・窓ガラスの穴あき、ひび割れ

5 申請期間

令和5年8月14日（月）から令和5年10月16日（月）まで

6 申請方法及び受付場所

●申請方法

- ・「ぐんま電子申請等受付システム」による電子申請
- ・郵送又は窓口持参による申請

●受付場所

前橋市役所社会福祉課、各支所（城南、大胡、宮城、粕川、富士見）、各市民SC
※電子申請なら来庁不要。ご自宅にしながら申請できて便利です。

7 申請に必要なもの

- 被害の程度が分かる写真（写真がない場合は、修理等に係る見積書または修理した際の領収書の写し）

担 当 ◆災害認定 防災危機管理課防災計画係
担当者 田島・栗原
電 話 027-898-5856（直通）

担 当 ◆見舞金支給 社会福祉課福祉総務係
担当者 細井・太田
電 話 027-898-6988（直通）

【農業者向け】

1 災害見舞金

園芸用ハウスや畜舎などの農業用施設に10万円以上の被害を受けた農業者へ、1経営体につき5万円の見舞金を支給します（申請は1回限り）。



2 次期作付種苗等購入費補助等（群馬県農漁業災害対策特別措置条例適用が条件）

農作物に3割以上の被害を受けた農業者へ、樹草勢回復のための肥料費や病害虫防除の費用、次期作付の種苗費等を補助。

●補助率 当該経費の10/10以内（県：2/3、市：1/3）

3 施設再建・修繕補助（群馬県農漁業災害対策特別措置条例適用が条件）

農業用施設に県算定で10万円以上の被害を受けた農業者へ、復旧や修繕に係る費用を補助。

●補助率 対象経費の3/10以内（県：15/100、市：15/100）

※ただし、前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業を活用する場合は、1/2補助

※補助要綱や申請書の詳細が決まり次第、別途市HP等に掲載します。

【災害廃棄物の受入】

今回の降ひょう被害により発生した廃棄物は、自己搬入に限り各清掃工場（可燃物は六供清掃工場、不燃物は荻窪清掃工場及び富士見CS）で受入れを実施します。

なお、農業用ビニール等搬入時は、罹災証明書もしくは被災届出証明書をご持参ください。

【問い合わせ先】

清掃施設課	027-223-5300
荻窪清掃工場	027-269-0621
六供清掃工場	027-224-0130
富士見CS	027-230-5300



担 当 ◆農業者向け支援 農政課農産園芸係
担当者 米山・青木
電 話 027-898-6704（内線3704）

担 当 ◆災害廃棄物の受け入れ 清掃施設課
担当者 中嶋
電 話 027-223-5300（内線87/111）